

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
(新設)	<p>Ⅲ-2-9 保険契約の移転</p> <p>(1) <u>保険契約の移転の通知及び異議申立て等</u></p> <p>① <u>改正法附則第4条第11項において読み替えて準用する法第138条が保険契約の移転手続中に移転対象契約を締結する者に一定の事項の通知を義務付けたのは、保険契約の移転が成立した場合に移転先会社の保険契約者になることは、当該保険契約を締結する者にとって重要な事実</u>に該当することから、事前に必要な情報提供を受けた上で保険契約を締結するか否かを判断させる必要があるとの考えによる。したがって、改正法附則第4条第11項において読み替えて準用する法第138条第1項による当該保険契約を締結する者に対する通知と同人からの承諾の取得は、当該保険契約の締結手続の一環として行われることが合理的である。</p> <p>なお、通知・承諾の方法は、当該契約の締結の方法と同様とすることが適当であり、書面のほか、電磁的方法を用いることが考えられる。</p> <p>② <u>改正法附則第2条第12項において読み替えて準用する法第137条第1項及び保険契約管理業者を認可特定保険業者と見なして適用する命令第70条第3号、改正法附則第3条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第137条第1項及び命令第17条第3号、改正法附則第4条第11項において読み替えて準用する法第137条第1項及び命令第70条第3号並びに改正法附則第4条第11項において読み替えて準用する法第138条第1項第3号及び命令第71条の2により、公告又は通知することが求められている「移転対象契約に関するサービスの内容」とは、例えば、移転後における移転対象契約に係る顧客からの苦情・相談、住所変更・給付金請求等各種の保全手続きに対する対応方法（窓口の案内等）や移転対象契約に係る付帯サービスに関する事項（医療相談・医療情報提供サービスの継続の有無等）が考えられる。</u></p> <p>(2) <u>保険契約の移転の認可</u></p> <p><u>改正法附則第2条第12項、改正法附則第3条第1項及び第2項、又は改正法附則第4条第11項において読み替えて準用する法第139条第2項に掲げる認可基準、並びに命令第19条の2又は第72条の2に掲げる配慮事項に照らした保険契約の移転の認可審査の留意点は、下記のとおりとする。</u></p> <p>① <u>読み替えて準用する法第139条第2項第1号に規定する基準</u></p> <p>ア. <u>命令第19条の2第1号又は第72条の2第1号に規定する配慮事</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
	<p>項  <u>例えば、収益性に問題のある契約集団のみを選定して十分な責任準備金の手当がないまま保険契約の移転が行われていないか。</u></p> <p>イ. <u>命令第 19 条の 2 第 2 号又は第 72 条の 2 第 2 号に規定する配慮事項</u>  <u>移転後における移転業者及び移転先法人又は移転先会社の保険契約に係る責任準備金が、将来収支分析等を活用し、保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられること（認可特定保険業者以外の移転業者については、責任準備金に相当する金額が適切に積み立てられていること）が見込まれるか。</u></p> <p>ウ. <u>その他</u>  <u>命令第 19 条の 2 第 2 号及び第 3 号又は第 72 条の 2 第 2 号から第 4 号に規定する責任準備金、契約者配当準備金及び保険金等の支払能力の充実の状況の計算にあたっては、日本アクチュアリー会の実務基準等を参考にしつつ、保険計理人や移転業者及び移転先法人又は移転先会社に属さない規則第 78 条、規則第 211 条の 49 若しくは命令第 51 条に規定する要件に該当する者等による確認がなされているか。</u>  <u>ただし、上記については、移転業者、移転先法人又は移転先会社が保険計理人の選任を要する者である場合に限る。</u></p> <p>② <u>改正法附則第 2 条第 12 項、第 3 条第 1 項及び第 2 項又は第 4 条第 11 項において読み替えて準用する法第 139 条第 2 項第 2 号に規定する基準</u>  <u>例えば、移転対象契約に関するサービスの内容について、移転前後で著しい差異が生じていないか。</u></p> <p>③ <u>改正法附則第 2 条第 12 項、第 3 条第 1 項及び第 2 項又は第 4 条第 11 項において読み替えて準用する法第 139 条第 2 項第 3 号に規定する基準</u>  <u>例えば、収益性の好調な契約集団のみが、著しく過大な資産とともに、債権者の利益を不当に害する態様で、移転されていないか。</u></p>